

提案理由説明書

令和 7 年 1 2 月定例会

本日開会の市議会 12月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で 17 件あり、予算案 5 件、条例案 6 件、契約案 1 件、その他 5 件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に、**議案第 60 号**、令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 5 号）について申し上げます。

今回の補正額は、21 億 3,200 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 491 億 3,500 万円となります。

補正の背景といたしましては、第 4 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、令和 7 年度人事異動等に伴う人件費に関する補正のほか、ふるさと納税推進事業及び基金積立金の増額でございます。

歳入の主なものは、歳出における人件費の補正に伴うもののか、市税、国庫支出金及び寄附金の増額でございます。

また、事業の進捗などにより、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更を行うものでございます。

次に、**議案第 61 号**、令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正額は、6,982 万 6 千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 74 億 2,544 万 5 千円となります。

歳出の主なものは、人件費、基金積立金及び予備費の増額でございます。

歳入は、財産収入及び一般会計繰入金の増額でございます。

次に、**議案第 6 2 号**、令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正額は、1,263万8千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 3,494 万 9 千円となります。

歳出は、人件費の増額でございます。

歳入は、前年度繰越金の増額並びに運営費負担金及び一般会計繰入金の減額でございます。

次に、**議案第 6 3 号**、令和 7 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、4 億 8,571 万 4 千円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 69 億 3,571 万 4 千円となります。

歳出の主なものは、介護給付費及び介護給付費負担金等の返還に伴う償還金の増額でございます。

歳入の主なものは、前年度繰越金の増額でございます。

次に、**議案第 6 4 号**、令和 7 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

今回の補正額は、5,030 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 14 億 6,530 万円となります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料の増額でございます。

次に、**議案第 6 5 号**、御殿場市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法に基づく市町村の認可事業として令和 8

年度から全ての自治体で乳児等通園支援事業を実施することに伴い、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

次に、**議案第 66 号**、御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例を廃止する条例制定について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の予防、生活支援対策等に資することを目的として運用しておりました、御殿場市新型コロナウイルス感染症対策推進基金を廃止するため、設置根拠となっている条例を廃止するものでございます。

次に、**議案第 67 号**、御殿場市印鑑条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、本年 12 月末をもって全ての住民基本台帳カードの有効期限が満了すること及び電気通信事業法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 68 号**、御殿場市債権管理条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、回収の見込みがない債権であるにもかかわらず、現行の条例では債権放棄の要件に該当せず放棄することができない債権を適切に放棄できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 69 号**、御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、市営住宅の入居に際し保証人を確保させることを廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 70 号**、御殿場市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、給水装置工事について、災害その他非常の場合には、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等が施行できるよう改正を行い、併せて水道技術者の資格等について、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第71号**、トイレトラックの取得について申し上げます。

本案は、災害現場や避難所でのトイレ環境の整備を行うため、移動式のトイレトラックを新たに導入すべく、仮契約を締結いたしましたが、予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第72号**、御殿場市富士山交流センターの指定管理者の指定について、**議案第73号**、御殿場市地区コミュニティ供用施設等の指定管理者の指定について、**議案第74号**、御殿場市たくみの郷の指定管理者の指定について、**議案第75号**、駿東地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、及び**議案第76号**、御殿場市都市公園（秩父宮記念公園及び遊RUNパーク玉穂、友愛パーク・朝日を除く）の指定管理者の指定についての5案につきまして一括して申し上げます。

本5案は、当該各施設について、指定管理者選定審査会の審査に基づき選定したそれぞれの候補者を、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法及び御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わり
といたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ
ます。

